

担い手育成方針策定演習

① 基本方針 多様な担い手の確保・育成の推進

第二期成年後見制度利用促進基本計画（令和4年3月25日閣議決定）

(P53)

Ⅱ 成年後見制度の利用促進に向けて総合的かつ計画的に講ずべき施策

4 優先して取り組む事項

(2) 担い手の確保・育成等の推進

① 基本方針

ア 多様な担い手の確保・育成の推進

- 中核機関等の整備による権利擁護支援のニーズの顕在化や、認知症高齢者の増加等により、後見人等の担い手の確保・育成等の重要性は増している。併せて、判断能力が不十分な本人の意思、特性、生活状況等に合わせて適切な後見人等を選任・交代できるようにするためには、各地域に、多様な主体が後見事務等の担い手として存在している必要がある。
- そのため、国、都道府県、市町村、地域の関係者等は、それぞれの役割に応じ、市民後見人、法人後見、専門職後見人等の担い手の確保・育成等を推進する。この際、成年後見制度の利用者が、障害の有無にかかわらず尊厳のある本人らしい生活を継続し地域社会へ参加できるようにするという観点も意識して取り組むことが重要である。
- 特に、専門家会議において、本人のニーズや課題に照らし、本人に身近な親族後見人や市民後見人がふさわしい場合はできるだけ親族後見人や市民後見人を選任し、専門職後見人はその専門性が必要な場面で本人にとって適切な時機に限定的に選任すべきという指摘が多数あった。このことを踏まえ、全国どの地域においても、市民後見人や、市民後見人養成研修修了者等の地域住民が支援員となる法人後見による支援が受けられるよう、担い手の確保・育成の推進に取り組む必要がある。

② 市民後見人の育成・活躍支援 ア 基本的考え方

第二期成年後見制度利用促進基本計画（令和4年3月25日閣議決定）

(P53)

Ⅱ 成年後見制度の利用促進に向けて総合的かつ計画的に講ずべき施策

4 優先して取り組む事項

(2) 担い手の確保・育成等の推進

② 市民後見人の育成・活躍支援

ア 基本的考え方

- 市民後見人とは、判断能力が不十分な本人のその人らしい暮らしを支えるなどの社会貢献のため、地方公共団体等が行う市民後見人養成研修などにより一定の知識や技術・態度を身に付けた専門職や親族等ではない地域住民であって、家庭裁判所によって後見人等として選任されている人を指す。
- 市民後見人の育成については、これまで、地域住民が地域住民を支えるという観点のほか、本人に寄り添った適切な後見人等を選任するという観点や担い手の確保という観点から進めてきた。しかしながら、育成してきた市民後見人養成研修修了者の選任が進んでおらず、活躍の場が少ないという指摘や、市民後見人としての活動は住民による地域課題解決の取組であることから、地域共生社会の実現のための人材育成や参加支援、地域づくりという観点で市民後見人の育成を進めることがふさわしいという指摘がある。
- これらの指摘を踏まえ、第二期計画では、地域共生社会の実現という観点も重視して、市民後見人等の育成・活躍支援を推進する。そのためには、都道府県、市町村、中核機関、家庭裁判所、専門職団体、当事者団体、その他の地域の関係者が密接に連携して、市民後見人養成研修修了者が後見人等としてだけでなく、本人の意思決定支援などの幅広い場面で活躍できるようにするための取組を進めることが重要である。

3

イ 養成研修カリキュラムの見直し等

第二期成年後見制度利用促進基本計画（令和4年3月25日閣議決定）

(P53)

Ⅱ 成年後見制度の利用促進に向けて総合的かつ計画的に講ずべき施策

4 優先して取り組む事項

(2) 担い手の確保・育成等の推進

② 市民後見人の育成・活躍支援

イ 養成研修カリキュラムの見直し等

- 国は、全国各地で市民後見人が育成され、育成された市民後見人が本人の意思決定支援などの幅広い場面で活躍できるようにするため、各地における市民後見人の育成・活躍状況やその課題も踏まえ、意思決定支援や身上保護の内容を養成研修カリキュラムに含めるなど、より充実したカリキュラムへの見直しの検討や、その他の推進策を進める。市民後見人養成研修を修了し、市民後見人としては選任されていないものの、制度の広報・相談、見守り活動、意思決定支援など地域において広く権利擁護の支援をしている人の活躍を推進するため、既に地域で活躍している人や地方公共団体等の意見を聴きながらふさわしい呼称の必要性など、活躍の推進策の検討を行う。
- 都道府県・市町村には、上記の国の対応状況も踏まえつつ、都道府県・市町村が実施するカリキュラムの見直しや、市民後見人養成研修修了者の活動の受入れ先の拡大等を行うしくみづくりを進めることが期待される。
- 国、都道府県及び市町村は、住民の社会参加や地域づくりを促進する観点から、市民後見人の活動内容ややりがいについて広く周知する。

4

ウ 都道府県による市民後見人養成研修の実施と市町村との協働

第二期成年後見制度利用促進基本計画（令和4年3月25日閣議決定）

(P53)

II 成年後見制度の利用促進に向けて総合的かつ計画的に講ずべき施策

4 優先して取り組む事項

(2) 担い手の確保・育成等の推進

② 市民後見人の育成・活躍支援

ウ 都道府県による市民後見人養成研修の実施と市町村との協働

- 都道府県には、圏域毎に市民後見人の育成方針を策定した上で、全ての圏域で市民後見人が育成されるよう、市町村における市民後見人の育成状況を踏まえ、市民後見人養成研修を実施することが期待される。この際、個別事案における市民後見人の候補者推薦や選任後の市民後見人支援を担う市町村と協働することが重要である。例えば、都道府県が実施する市民後見人養成研修のうちの一部の講義（市町村独自の介護・福祉サービスや社会資源を知る科目）や演習などを、市町村が実施することなどが考えられる。
- 市町村には、地域の権利擁護支援ニーズや市民後見人の活躍状況を踏まえて計画的に市民後見人を育成するという観点に立ち、市民後見人養成研修を実施することや、市民後見人となり得る地域住民に対して、市民後見人の活動内容ややりがいなどを伝えつつ、都道府県が実施する市民後見人養成研修の受講案内を積極的に行うなど、研修受講者の募集を主体的に進めることが期待される。
- なお、市町村として市民後見人養成研修を既に実施している場合は、これを継続し、必要に応じて、都道府県が行う市民後見人養成研修の科目と共通する科目の単位に互換性を認めることを検討するなど、都道府県と連携して養成研修の内容を充実することも期待される。

5

エ 市町村による活躍支援と都道府県による広域支援

第二期成年後見制度利用促進基本計画（令和4年3月25日閣議決定）

(P53)

II 成年後見制度の利用促進に向けて総合的かつ計画的に講ずべき施策

4 優先して取り組む事項

(2) 担い手の確保・育成等の推進

② 市民後見人の育成・活躍支援

エ 市町村による活躍支援と都道府県による広域支援

- 市民後見人に身近な市町村が、市民後見人候補者の推薦や、市民後見人としての活動の支援に取り組むことが、本来は望ましい。一方で、人口規模が小さく社会資源が乏しいことなどにより、候補者推薦のための受任者調整や市民後見人として活動することの支援の体制を単独で整備することが困難な市町村もある。また、市民後見人養成研修を実施してきたものの、選任が進んでいない市町村もある。
- この場合は、都道府県が、複数市町村の協働を主導することが期待される。具体的には、都道府県の主催する協議会において、圏域内の市町村・中核機関と家庭裁判所、専門職団体、当事者団体等が連携して、市民後見人候補者の選任に適した事案のイメージ、受任者調整・後見活動支援のあり方、その他の活躍支援の体制のあり方等について、積極的かつ率直な情報共有・意見交換を図る場を設ける等の取組が考えられる。
- このように都道府県が主導する場合であっても、各市町村には、選任後の市民後見人の活動が円滑に行われるよう、市民後見人の役割を医療・福祉サービス等の関係者へ周知するなど、身近な市町村として担うべき役割を果たすことが求められる。なお、人口規模が小さい山間部や島しょ部に所在する市町村では、市民後見人としての活動や権利擁護の担い手としての活躍に関する専門的な相談支援などを受けられるようにするため、オンラインのしくみを活用することも重要である。

6

③法人後見の担い手の育成・活躍支援 ア 基本的考え方 イ 法人後見実施のための研修カリキュラムの周知等

第二期成年後見制度利用促進基本計画（令和4年3月25日閣議決定）

(P55)

Ⅱ 成年後見制度の利用促進に向けて総合的かつ計画的に講ずべき施策

4 優先して取り組む事項

(2) 担い手の確保・育成等の推進

③ 法人後見の担い手の育成・活躍支援

ア 基本的考え方

- 法人後見については、制度の利用者増に対応するための後見人等の担い手確保という観点のほか、比較的長期間にわたる制度利用が想定される障害者や、支援困難な事案への対応などの観点から、全国各地で取組を推進していく必要がある。これまで市町村は、後見人等の担い手確保が困難な場合などに、主として社会福祉協議会による法人後見の育成を進めてきた。法人後見の実施団体としては、社会福祉協議会による後見活動の更なる推進が期待される。
- 一方、社会福祉協議会には中核機関等の整備・運営が期待される場合も多い。このため、各地域において、都道府県及び市町村等が連携して、社会福祉協議会以外の法人後見の担い手の育成をする必要がある。第二期計画では、都道府県による育成も進めるものとする。

イ 法人後見実施のための研修カリキュラムの周知等

- 国は、法人後見実施団体が増加し、適切な後見活動を行えるようにするため、「法人後見実施のための研修カリキュラム」を周知する。また、法人後見の活動・運営状況を調査し、法人後見の活動状況等の周知を行うほか、法人後見実施団体の活動を支援するために必要な方策を検討する。なお、「法人後見実施のための研修カリキュラム」の周知に当たっては、後見人等の選任が裁判事項であるため、一律の基準にあたるものではないことに留意しつつ、最高裁判所の集約・整理した法人が後見人等に選任される際の考慮要素等も併せて周知することが重要である。

7

ウ 都道府県による法人後見実施のための研修の実施と交流支援

第二期成年後見制度利用促進基本計画（令和4年3月25日閣議決定）

(P55)

Ⅱ 成年後見制度の利用促進に向けて総合的かつ計画的に講ずべき施策

4 優先して取り組む事項

(2) 担い手の確保・育成等の推進

③ 法人後見の担い手の育成・活躍支援

ウ 都道府県による法人後見実施のための研修の実施と交流支援

- 都道府県には、圏域毎に法人後見の担い手の育成方針を策定した上で、法人後見実施のための研修を実施することが期待される。また、市町村による候補者推薦や家庭裁判所の選任に資するよう、法人後見実施のための研修を修了した法人についての情報を、協議会において共有することも考えられる。都道府県が、法人後見実施団体が参加する連絡会を設けるなどの取組も、法人同士のつながりの支援において有効である。連絡会では、それぞれの法人の活動・支援状況の共有や、勉強会の実施などの取組が考えられる。
- 都道府県は、多様な団体が参加できるように、上記連絡会の実施に関する情報を、既に選任され活動している法人後見実施団体に対して、家庭裁判所と連携して周知する。家庭裁判所には、周知に協力することが期待される。

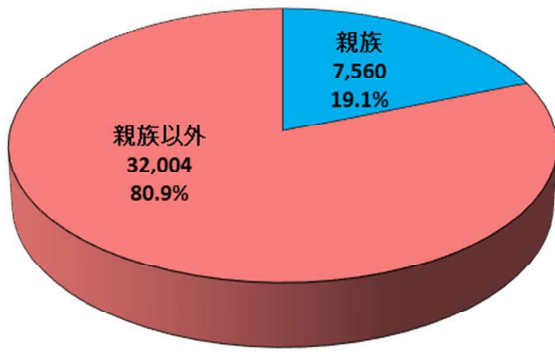
8

成年後見人等と本人との関係別件数（令和4年）

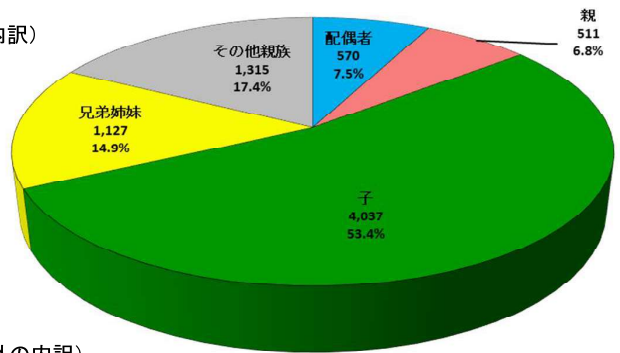
「成年後見関係事件の概況-令和4年1月～12月-最高裁判所事務総局家庭局」より

○ 成年後見人等と本人の関係については、親族（配偶者、親、子、兄弟姉妹及びその他親族）が成年後見人等に選任されたものが7,560件（全体の約19.1%）、親族以外の第三者が選任されたものが32,004件（全体の約80.9%）となっている。

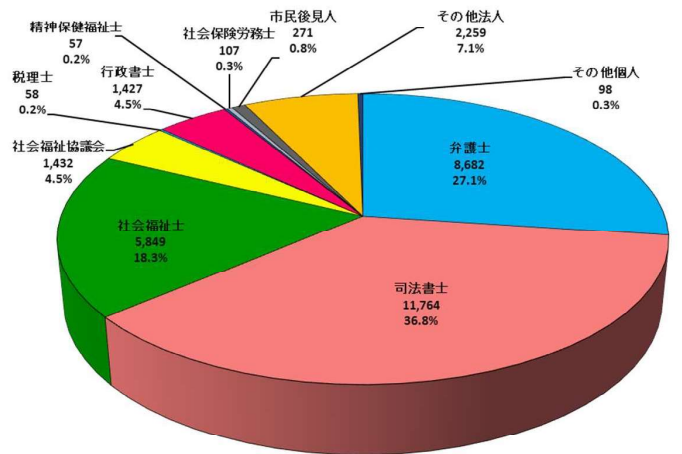
（親族、親族以外の別）



（親族の内訳）



（親族以外の内訳）

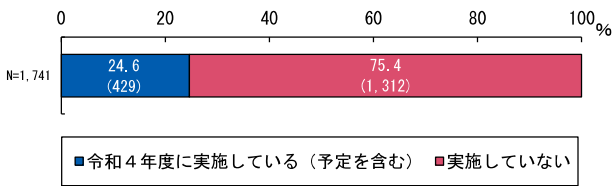


（注1） 後見開始、保佐開始及び補助開始事件のうち認容で終局した事件を対象としている。
 （注2） 「その他親族」とは、配偶者、親、子及び兄弟姉妹を除く親族をいう。

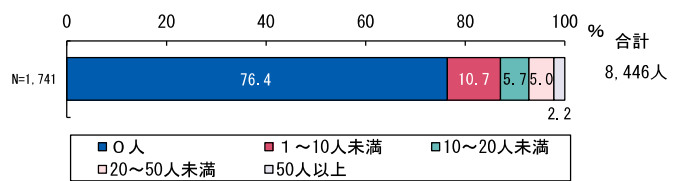
担い手の育成について（市民後見人の養成）

「令和4年度成年後見制度利用促進施策に係る取組状況調査 令和5年7月 厚労省」より

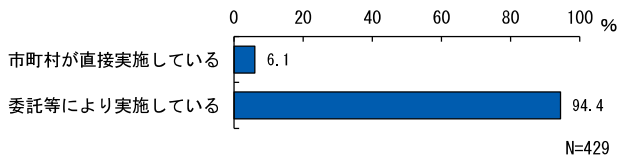
●市民後見人等の養成等の実施の有無



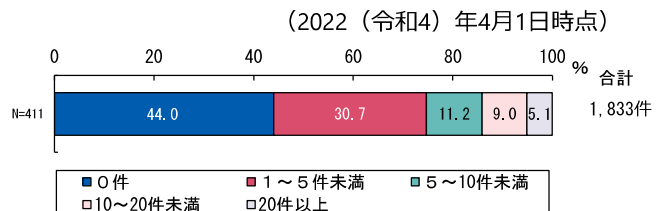
●市民後見人の登録者数（2022（令和4）年4月1日時点）



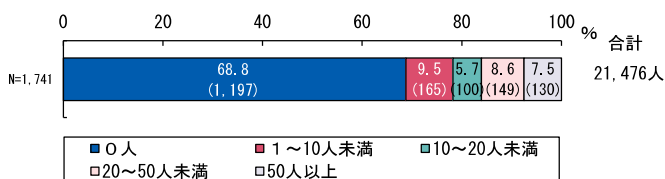
●市民後見人の養成等の実施主体



●市民後見人の成年後見人等の受任件数

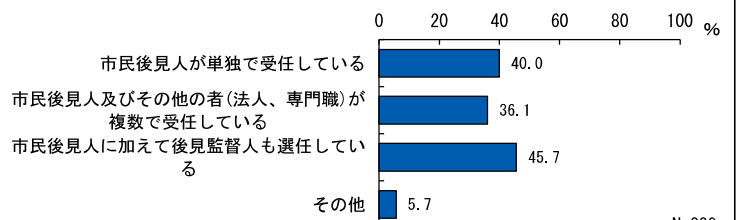


●市民後見人の養成者数（2022（令和4）年4月1日までの累計）



養成者数（累計）21,476人
 内、法人後見の支援に従事している人の数 2,375人（11.1%）
 内、日常生活自立支援事業の生活支援員に従事している人の数 2,881人（13.4%）

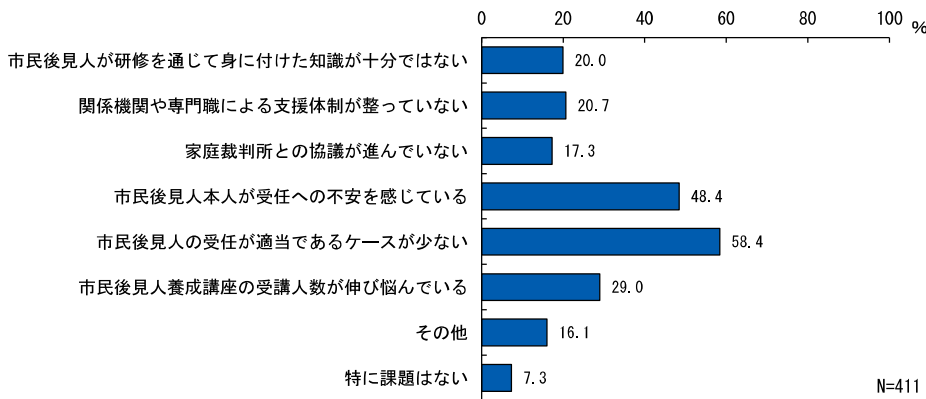
●市民後見人が成年後見人等を受任する際の態様（複数回答）



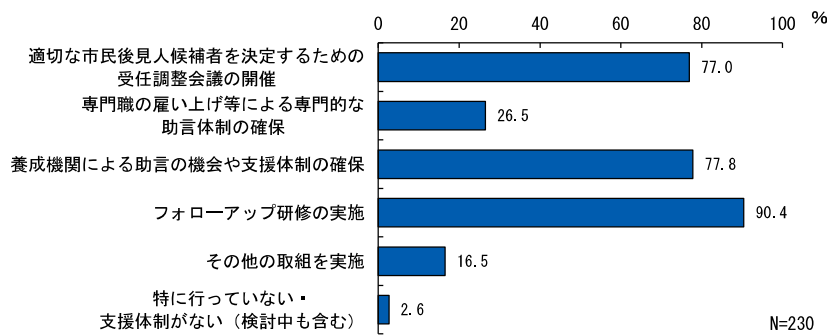
担い手の育成について（市民後見人の養成）

「令和4年度成年後見制度利用促進施策に係る
取組状況調査 令和5年7月 厚労省」より

●市民後見人の受任にあたっての課題（複数回答）



●市民後見人の受任調整や支援体制（複数回答）

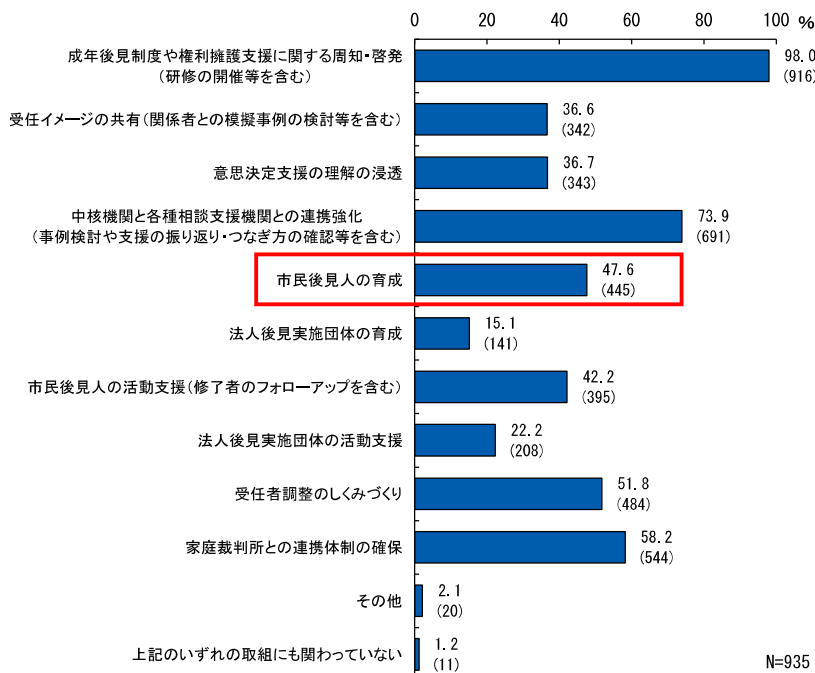


11

担い手の育成について（市民後見人の養成）

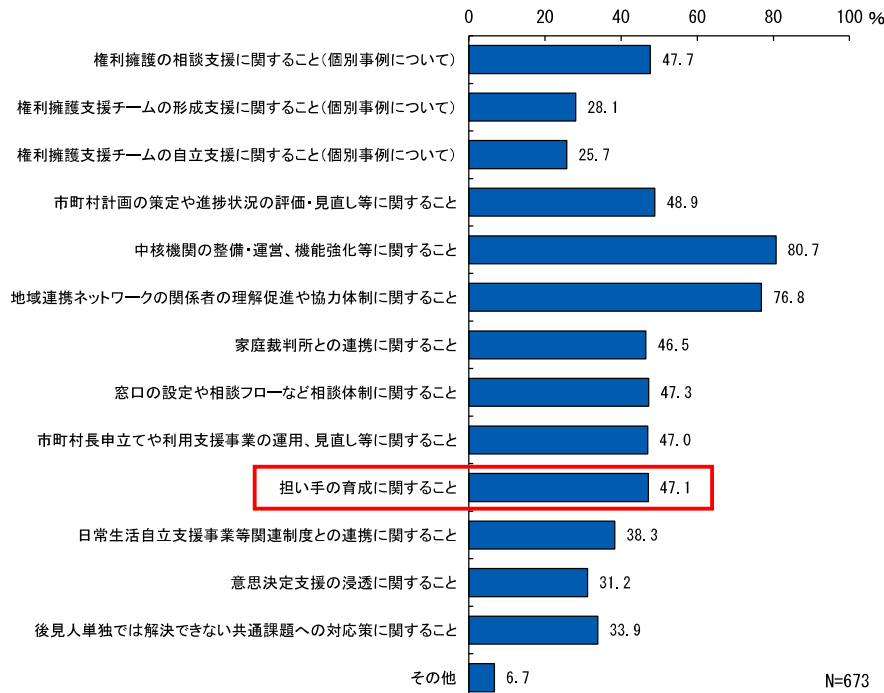
「令和4年度成年後見制度利用促進施策に係る
取組状況調査 令和5年7月 厚労省」より

●「共通理解の促進」「多様な主体の参画・活躍」「機能強化のためのしくみづくり」の取組について、 中核機関が関わっているもの（複数回答）



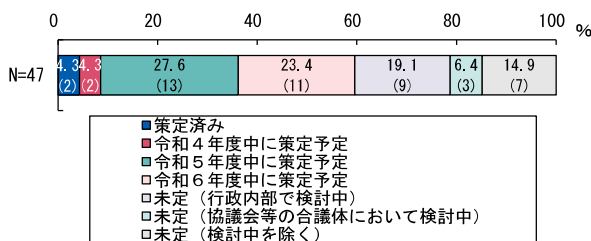
12

●合議体における検討事項（複数回答）

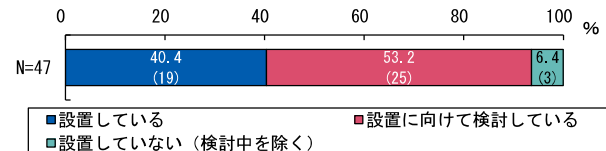


都道府県による担い手の確保・育成等について

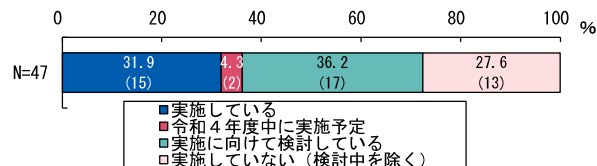
●都道府県における担い手の育成方針の策定状況



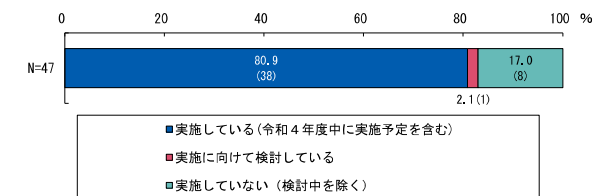
●都道府県単位の協議会の設置状況



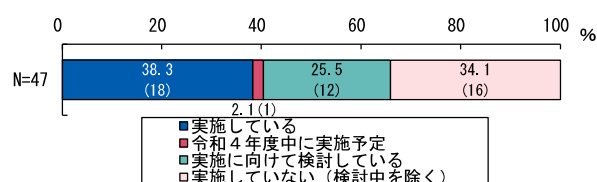
●都道府県における市民後見人養成研修の実施状況



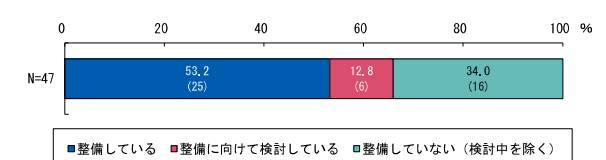
●成年後見制度や権利擁護支援の必要性に関する研修の実施状況



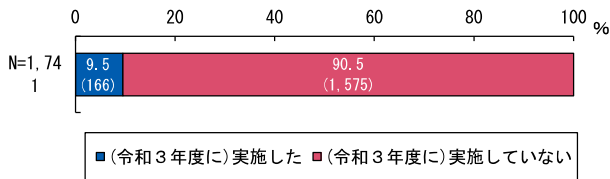
●都道府県における法人後見の担い手養成研修の実施状況



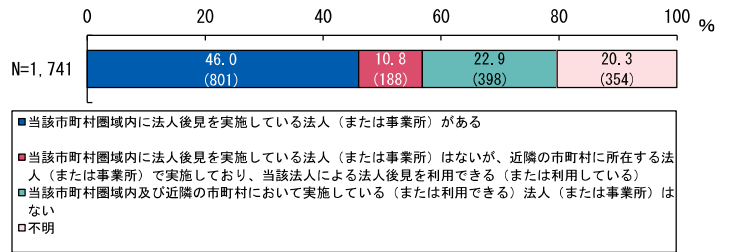
●管内市町村からの相談に適切に対応するための相談窓口の整備状況



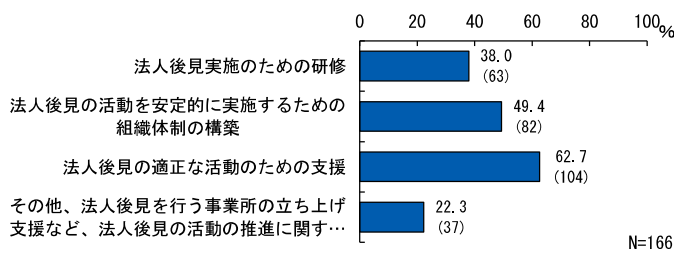
●成年後見制度法人後見支援事業の事業内容（令和3年度）



●市町村圏域内の法人後見の実施状況（2022（令和4）年4月1日）



●成年後見制度法人後見支援事業の事業内容（複数回答）（令和3年度）



●法人後見の実施法人（市町村が把握している数）

法人種別	件数	割合 (%)
市町村社会福祉協議会	712	63
社会福祉協議会以外の社会福祉法人	32	2.8
NPO法人	215	18.9
一般社団法人	101	8.9
弁護士法人・司法書士法人	56	4.9
その他	20	1.8

件数 割合 (%)
n=1,136

第二期計画の工程表とKPI①

		KPI※1 (令和6年度末の数値目標)	令和4年度	令和5年度	令和6年度※2	令和7年度	令和8年度	
優先して取り組む事項 ※3	任意後見制度の利用促進 ・周知・広報 ・適切な運用の確保に関する取組	・全1,741市町村 ・全50法務局・地方法務局 ・全286公証役場 -	市町村、法務局・地方法務局、公証役場等におけるリーフレット・ポスターなどによる制度の周知			関係機関等による周知の継続		
	担い手の確保・育成等の推進 ・都道府県による担い手（市民後見人・法人後見実施団体）の育成の方針の策定 ・都道府県における担い手（市民後見人・法人後見実施団体）の養成研修の実施	・全47都道府県 ・全47都道府県	市民後見人養成研修カリキュラムの見直しの検討 都道府県による担い手（市民後見人・法人後見）の育成方針の策定 都道府県における担い手（市民後見人・法人後見）の養成研修の実施				都道府県による担い手の継続的な確保・育成等	
	市町村長申立ての適切な実施と成年後見制度利用支援事業の推進 ・都道府県による市町村長申立てに関する研修の実施	・全47都道府県	都道府県による市町村長申立てに関する研修の実施				都道府県による研修の継続実施	
	の推進 ・成年後見制度利用支援事業の推進	・全1,741市町村	全国で適切に実施する方策の検討 市町村による適切な実施のための必要な見直し等の検討 ※見直しを終えた市町村は、通時その内容に応じて実施				市町村による実施	
	権利擁護支援の行政計画等の策定推進 ・市町村による計画策定、第二期計画に基づく必要な見直し	・全1,741市町村	市町村による計画策定・必要な見直し				策定状況等のフォローアップ	
	都道府県の機能強化 ・都道府県による協議会設置	・全47都道府県	都道府県による都道府県単位等での協議会の設置				都道府県による協議会の継続的な運営	
				利用状況等を踏まえ、制度趣旨に沿った適切な運用の確保策の検討				

※1 KPIは、工程欄の色付き矢印に対応するもの。 ※2 専門家会議は、令和6年度に、各施策の進捗状況を踏まえ、個別の課題の整理・検討を行う。
※3 優先して取り組む事項とは、全ての項目に対し、令和6年度までのKPIを設定して推進するもの。

第二期計画の工程表とKPI②

		KPI※1 (令和6年度末の数値目標)	令和4年度	令和5年度	令和6年度※2	令和7年度	令和8年度
見直し等 検討等 に向けた 検査の 制度等	成年後見制度等の見直しに向けた検討	—	成年後見制度等の見直しに向けた検討				
	総合的な権利擁護支援策の充実	—	日常生活自立支援事業の実施体制の強化、新たな支援策の検討。左記検討等を踏まえ、福祉の制度・事業の必要な見直しの検討				
制度の 運用改善等	意思決定支援の浸透	・全47都道府県	都道府県による意思決定支援研修の実施		都道府県による研修の継続実施		
	・各種意思決定支援ガイドラインの普及、啓発	—	各種意思決定支援ガイドラインの普及、啓発				
	・基本的考え方の整理と普及	—	各ガイドライン共通の基本的考え方を整理した資料の作成 保健、医療、福祉、介護、金融等幅広い関係者・地域住民への普及、啓発				
	適切な後見人等の選任・交代の推進等	—	市町村・都道府県における柔軟な後見人等の交代の推進策の検討と対応				
	・柔軟な後見人等の交代の推進（苦情対応を含む） ・適切な報酬の算定に向けた検討及び報酬助成の推進等	—	適切な報酬の算定に向けた早期の検討 地域支援事業・地域生活支援事業等の早期の検討 成年後見制度等の見直しに向けた検討に併せた検討				
不正防止の徹底と利用しやすさの調和	・後見制度支援信託・支援預貯金の普及	—	後見制度支援信託・支援預貯金の普及				
	・保険の普及等事後救済策の検討	—	関係団体による保険の導入の検討、必要に応じた事後救済策の普及方策の検討				
地域連携ネットワークづくり	地域連携ネットワークづくり	・全1,741市町村	市町村による制度や相談窓口の周知		市町村による周知の継続		
	・制度や相談窓口の周知	・全1,741市町村	市町村による中核機関の整備		市町村による中核機関の運営		
	・中核機関の整備とコーディネート機能の強化	—	中核機関のコーディネート機能の強化				
	・後見人等候補者の適切な推薦の実施	—	市町村・都道府県における後見人等候補者の受任者調整の協議の実施				
	・権利擁護支援チームの自立支援の実施	—	市町村・都道府県における権利擁護支援チームへの支援体制の構築				
・包括的・多層的な支援体制の構築	—	取組を連携して行う際の留意点の明示、好事例の収集等		権利擁護支援の取組状況等も踏まえた重層事業の効果的な取組方策の検討			

※1 KPIは、工程欄の色付き矢印に対応するもの。

※2 専門家会議は、令和6年度に、各施策の進捗状況を踏まえ、個別の課題の整理・検討を行う。

17

担い手の育成について（市民後見人養成研修）

権利擁護人材育成事業

1. 目的

認知症高齢者等の状態の変化を見守りながら、介護保険サービスの利用援助や日常生活上の金銭管理など成年後見制度の利用に至る前の支援から成年後見制度の利用に至るまでの支援が切れ目なく、一体的に確保されるよう、権利擁護人材の育成を総合的に推進する。

2. 事業内容

(1) 権利擁護人材の養成研修の実施

- ・成年後見制度の利用に至る前の段階で介護サービスの利用援助等を行う「生活支援員」や、成年後見制度の下で身上保護等の支援を行う「市民後見人」の養成

(2) 権利擁護人材の資質向上のための支援体制の構築

- ・家庭裁判所に対する適切な後見候補者の推薦や市民後見人等からの定期的な報告を踏まえた適切な助言・指導など、権利擁護活動を安定的かつ適正に実施するための支援体制の構築
- ・弁護士、司法書士、法テラス、社会福祉士等専門職との連絡会議の開催など、事案解決能力の向上を図るための取組

3. 実施主体

都道府県（負担割合：国2／3 都道府県1／3）

4. 令和5年度予算

地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分）**137億円**の内数（令和4年度予算：137億円）

18

担い手の育成について（市民後見人養成研修）

参照：『市民後見人養成研修カリキュラム及び市民後見人の活躍促進に関する調査研究事業報告書』令和5（2023）年3月特定非営利活動法人地域共生政策自治体連携機構』

基本カリキュラムの位置づけ

- 市民後見人を養成するための最低限必要と考えられる科目等を「基本」として示したものを。
- 研修を実施する各自治体において、**地域の実情に応じてカリキュラムを検討する際の参考**として活用いただくもの。

「市民後見人」の範囲

- 家庭裁判所から成年後見人等として選任されている人だけではなく、**地域共生社会の実現のための人材育成や地域づくりという観点**を踏まえ、**市民の立場で地域の権利擁護に関わる様々な方達にも受講**いただけるよう配慮を行った。
- 名称は「市民後見人」養成のための基本カリキュラムであるが、日常生活自立支援事業の生活支援員や、権利擁護サポーターなど権利擁護に関わる方を含んだものである。

基本カリキュラムの全体構成

- **合計50単位**及び「**基礎研修**」「**実践研修**」という**二段階構成**は変更せず。
- 「補講」は、都道府県など広域開催する研修などで、制度・法律関係科目に関する一般的な事項について履修した後に、各市町村における事業計画やわがまの各種取組の特徴などを、市町村研修において補足いただくことをイメージ。

19

担い手の育成について（市民後見人養成研修）

基本カリキュラムの主な変更点

- 「**意思決定支援**」（3単位・180分）の科目を追加。厚生労働省WEBサイト「成年後見はわかり」に、「後見人等を対象とした意思決定支援研修」コーナーがあり、研修資料や動画が公開されている。このような研修素材の活用を見込んでいる。
- 「**地域共生（社会）**」、「**成年後見制度利用促進**」、「**障害者権利条約**」、「**障害者差別解消法**」、「**生活困窮者自立支援制度**」等については、新たに科目として設けたり、既存科目の中に研修要素としれ取り入れた。
- 「**消費者保護**」について、「言及してもよい」という扱いから、新たに科目として位置付けた。
- 障害者の理解や施策に関する科目、「対人援助の基礎」の時間を増。
- 「成年後見の実務」の時間を減。

オンライン、オンデマンドの活用

- 同じ会場に通い、学びをともに行う過程がチーム形成の過程でもあり、対面研修が基本であるものの、受講される方々の裾野を広げ、様々な市民の方に学びの場を提供し、将来チームの一員となっていただくため、**オンラインやオンデマンドの仕組みを活用**することも可。

20

担い手の育成について（市民後見人養成研修）

各自治体でカリキュラムを検討いただく際の留意事項

1. どのような人材を育成したいのかを明確にし、それを受講者に伝える
研修を主催する側が、まずどのような権利擁護支援人材を育成したいのかのビジョンを明確にする。
2. 受講者の意向を聞く
受講者や研修修了者の意向を聞く機会を設け、希望や適性などを見極める。
3. 研修受講後の活動の仕組みとセットで考える
研修修了後、修了者が地域での様々な権利擁護活動に関わることができるような仕組みを考える。
4. 研修修了後のアフターフォローも明確に伝える
研修修了後の活動意欲を維持向上させるため、修了者の連絡会や勉強会の開催等を検討し、修了者に周知する。
5. 「地域の権利擁護意識の醸成」を意識した研修を
本研修の実施が「地域の権利擁護意識の醸成」に寄与しているという自覚を持つ。

科目の互換性の考え方

- 他の市町村において市民後見人養成研修を受講した方が転入してきた場合の対応として以下が考えられる。
 - ・未修了の方は、当該市町村の研修を再受講していただく。
 - ・バンク登録していた方等は、面接などによって適性を見極め、その後の対応を判断する。
- 制度・法律に関する項目など、どこの市町村で研修したとしても内容が、ある程度内容が担保される科目については、互換性を認めても良いと考えられる。

21

成年後見制度法人後見支援事業・法人後見養成研修事業

1. 事業名

成年後見制度法人後見支援事業・法人後見養成研修事業

2. 事業実施主体

(1)都道府県(新規)・市町村、(2)～(4)市町村

3. 事業概要

- (1)法人後見実施のための研修
法人後見実施団体、法人後見の実施を予定している団体等に対する研修の実施
- (2)法人後見の活動を安定的に実施するための組織体制の構築
 - ア 法人後見の活用等のための地域の実態把握
 - イ 法人後見推進のための検討会等の実施
- (3)法人後見の適正な活動のための支援
弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門職により、法人後見団体が困難事例等に円滑に対応できるための支援体制の構築
- (4)その他、法人後見を行う事業所の立ち上げ支援など、法人後見の活動の推進に関する事業

4. 令和5年度当初予算

地域生活支援事業費等補助金 507億円の内数(令和4年度予算:506億円)

22

担い手の育成について（法人後見実施のための研修等に関する取組）

都道府県による法人後見養成研修の推進について（令和5年2月9日事務連絡）

平素より障害保健福祉行政の推進にご尽力賜り、厚く御礼申し上げます。

成年後見制度の担い手となる法人後見については、制度の利用者増に対応するための成年後見人等の担い手の確保という観点のほか、比較的長期間にわたる制度利用が想定される障害者や、支援困難な事例への対応などの観点から、全国各地で取組を推進する必要があります。

また、担い手の確保・育成については、広域的な地域課題として、成年後見制度利用促進法第15条に基づく都道府県による取組が重要です。

令和4年3月に閣議決定された第二期成年後見制度利用促進基本計画においては、

- ・国による法人後見実施のための研修カリキュラムの周知や、
- ・都道府県による法人後見実施のための研修の実施と交流支援

について盛り込まれたところです。

あわせて、同計画の工程表において、都道府県による法人後見実施団体の育成方針の策定及び養成研修について、令和6年度末の数値目標(KPI)として全47都道府県での実施が設定されました。

このような状況を踏まえて、国の令和5年度予算(案)においては、地域生活支援事業費等補助金のメニュー事業として、新たに都道府県が実施主体となる法人後見養成研修事業について盛り込んだところです。

都道府県におかれては、同計画のKPIを踏まえ、令和6年度末までに法人後見の育成方針を策定するとともに、下記の点に留意の上、本補助金の活用等により法人後見養成研修の実施に取り組んでいただくようお願いいたします。

23

担い手の育成について（法人後見実施のための研修等に関する取組）

都道府県による法人後見養成研修の推進について（令和5年2月9日事務連絡）

研修の対象、内容等

1 研修の対象については、法人後見の立ち上げを推進するとともに、法人後見を適切に実施できる団体を養成する観点を踏まえ、

- ・法人後見の実施を検討中の法人や関心のある法人など幅広く対象とした研修
- ・法人後見を実際に担う(予定を含む)法人を対象とした専門的な研修

について、地域における法人後見のニーズや担い手の状況等を踏まえて実施することが考えられる。

また、法人後見の実施団体としては社会福祉協議会による活動の更なる推進が期待されるが、一方で社会福祉協議会には中核機関等の整備・運営が期待される場合も多いことから、社会福祉協議会以外の法人後見の担い手の育成をする必要があることに留意すること。

あわせて、法人後見を担う人材として市民後見人の活躍が期待されることから、市民後見人に専門的な立場から支援を行う職員を対象とした研修の実施についても検討する必要があることに留意すること。

なお、先行して実施する自治体における「法人後見養成に係る研修カリキュラム例」及び「家庭裁判所における後見人等として法人を選任する際の考慮要素(最高裁判所作成資料)」について、別添のとおり送付するので、法人後見養成研修のカリキュラムの検討に当たって参考としていただくようお願いする。

24

担い手の育成について（法人後見実施のための研修等に関する取組）

都道府県による法人後見養成研修の推進について（令和5年2月9日事務連絡）

研修実施に当たっての関係機関との連携・協力

2 研修の実施に当たっては、都道府県社会福祉協議会や専門職団体と連携するとともに、家庭裁判所が後見人等を選任していることを踏まえ、研修内容を家庭裁判所と情報共有することや、家庭裁判所に研修の講師として協力を依頼する等、家庭裁判所と連携・協力して実施することが望ましいこと。

法人後見推進の取組

3 都道府県においては、都道府県社会福祉協議会や専門職団体、家庭裁判所と連携し、以下に掲げる取組を行う等により法人後見の取組を推進すること。

- ・ 法人後見養成研修を修了した法人の情報を成年後見制度の利用促進に係る協議会において共有
- ・ 法人後見実施団体が参加する連絡会を設け、法人の活動・支援状況の共有や、勉強会の実施などの取組を実施
- ・ 連絡会の実施に関する情報を、既に選任され活動している法人後見実施団体に対しても家庭裁判所と連携して周知

25

法人を選任する際の考慮要素

令和3年9月9日 成年後見制度利用促進専門家会議
第2回福祉・行政と司法の連携強化WG 最高裁判所提出資料
(本資料に係る説明は上記会議の議事録を参照)

民法843条4項

※保佐人・補助人について準用

成年後見人を選任するには、成年被後見人の心身の状態並びに生活及び財産の状況、成年後見人となる者の職業及び経歴並びに成年被後見人との利害関係の有無（成年後見人となる者が法人であるときは、その事業の種類及び内容並びにその法人及びその代表者と成年被後見人との利害関係の有無）、成年被後見人の意見その他一切の事情を考慮しなければならない。

法人の事業の種類及び内容



検討の視点（例）

- ✓ 法人として適正に成立、構成されているか
 - ✓ 法人の事業目的及び内容が高齢者・障害者等の福祉にかなうものであるか
- ⇒営利性の有無や目的を確認。本人の資産が営利目的に利用・悪用される可能性に注意



確認資料（例）

- 法人登記の履歴事項全部証明書
- 定款
- 設立趣意書
- 事業計画書

法人の財務基盤



検討の視点（例）

- ✓ 財政状況（資産や収支）が安定しているか
 - ✓ 本人に与えた損害を賠償する能力があるか
 - ✓ 法人の財務が適正に管理されているか
- ⇒会計専門職が法人の運営に関与しているかなどを確認



確認資料（例）

- 決算報告書、貸借対照表、収支予算書
- 賠償責任保険の証書
- 組織規程、組織図、役員等名簿

26

後見等事務を遂行する能力

検討の視点 (例)

- ✓ 事務担当者に後見事務を遂行する能力があるか
⇒経歴、研修歴、専門職団体への加入の有無、後見事務に関する活動実績等を確認
- ✓ 事務担当者に対する指導監督態勢は適切か
⇒担当者から法人への定期報告の有無、理事会や専門委員会による監督や監査の有無、法的な問題が生じたときの相談体制の有無等を確認
- ✓ 担当者に対する研修制度は整備されているか
- ✓ 財産管理の方法は適切か
- ✓ 不正発覚時の態勢が適切であるか
- ✓ 個人情報保護の対策がとられているか

確認資料 (例)

- 役員等名簿
- 組織規程、組織図
- 後見業務の実施に関する規定や要領
- 法人内部の指導監督態勢の規定や要領
- 養成及び研修制度の内容が分かる書類
- 不正発覚時の対応規定
- 個人情報の取扱いに関する規定や要領

本人との利害関係

検討の視点 (例)

- ✓ 本人との間に具体的な利害関係を有するか
⇒本人に有償のサービスを提供しているなど
- ✓ 将来的に本人に不利益が生じる可能性があるか
- ✓ 実質的な利益相反関係に立つことを防止する仕組みがあるか

確認資料 (例)

- 候補者事情説明書（裁判所の書式）
- 本人との利害関係の有無を示す資料

第二期計画における「日常生活自立支援事業の記述」

① 成年後見制度と日常生活自立支援事業等との連携の推進及び同事業の実施体制の強化

- 日常生活自立支援事業は、専門員が作成した支援計画の下で、地域住民が生活支援員として本人に寄り添い、見守り、意思決定支援を行いながら適切な金銭管理等を支援することで、尊厳のある本人らしい生活の安定を図る互助のしくみであり、これにより地域福祉が推進されている。一方、地域によって同事業の待機者が生じていること、利用者数にばらつきがあることや同事業からの成年後見制度への移行に課題があることも指摘されている。
- 国は、地域の関係者が個別事案において本人の尊厳保持のために適切な支援の組合せを検討することができるよう、日常生活自立支援事業等関連諸制度における役割分担の検討方法※について各地域に周知する。また、国は、成年後見制度の利用を必要とする人が適切に日常生活自立支援事業等から成年後見制度へ移行できるよう、市町村の関係部署や関係機関・関係団体との間で個別事案における対応方針の検討等を行う取組を進めるなど、同事業の実施体制の強化を行う。さらに、上記の指摘を踏まえ、生活困窮者自立支援制度等との連携も考慮しつつ、日常生活自立支援事業の効果的な実施方策について検討し、その結果を幅広く周知するなど、地域を問わず一定の水準で同事業を利用できる体制を目指す。
- 家庭裁判所においても、日常生活自立支援事業を含む権利擁護支援に対する理解が進むことが期待される。そのため、最高裁判所においては、家庭裁判所の職員に権利擁護支援の理念が浸透するよう、研修を実施するなど、必要な対応を図ることが期待される。

※ 「日常生活自立支援事業等関連制度と成年後見制度との連携の在り方等についての調査研究事業」（厚生労働省令和2年度社会福祉推進事業）で作成された「日常生活自立支援事業関連諸制度との役割分担チェックシート」の活用が考えられる。

日常生活自立支援事業の概要

- 認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等のうち判断能力が不十分な者に対して、福祉サービスの利用に関する援助等を行うことにより、地域において自立した生活が送れるよう支援する事業。

第二期計画では、「専門員が作成した支援計画の下で、地域住民が生活支援員として本人に寄り添い、見守り、意思決定支援を行いながら適切な金銭管理等を支援することで、尊厳のある本人らしい生活の安定を図る**互助のしくみ**であり、これにより地域福祉が推進されている」と評価。

1. 実施主体

- 都道府県社会福祉協議会又は指定都市社会福祉協議会
- ※ 事業の一部を、市区町村社会福祉協議会等（基幹的社協等）に委託可

【令和4年度末の実施体制】

基幹的福祉協議会等の設置数	専門員数	生活支援員数
1,596か所	4,016人	15,338人

2. 利用対象者

- 判断能力が不十分な者であり、かつ本事業の契約の内容について判断し得る能力を有していると認められる者。

【令和4年度末の実利用者数と内訳】

	認知症高齢者等	知的障害者等	精神障害者等	その他	計
実利用者数(人)	21,496人 38.0%	14,384人 25.4%	17,638人 31.2%	3,032人 5.4%	56,550人 100.0%

3. 援助の内容

福祉サービスの利用援助

- ① 福祉サービスを利用し、または利用をやめるために必要な手続き
- ② 福祉サービスについての苦情解決制度を利用する手続き
- ③ 住宅改造、居住家屋の賃借、日常生活上の消費契約及び住民票の届出等の行政手続きに関する援助、その他福祉サービスの適切な利用のために必要な一連の援助
- ④ 福祉サービスの利用料を支払う手続き

日常的な金銭管理サービス

- ① 年金及び福祉手当の受領に必要な手続き
- ② 医療費を支払う手続き
- ③ 税金や社会保険料、公共料金を支払う手続き
- ④ 日用品等の代金を支払う手続き
- ⑤ ①～④の支払いに伴う預金の払い戻し、解約、預入の預け入れの手続き

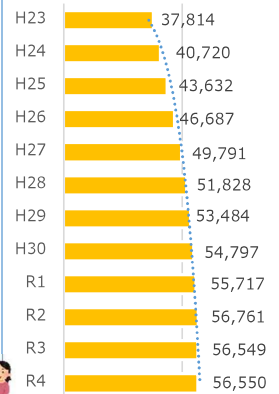
書類等の預かりサービス

- (保管できる書類等)
- ① 年金証書
 - ② 預貯金の通帳
 - ③ 権利証
 - ④ 契約書類
 - ⑤ 保険証書
 - ⑥ 実印・銀行印
 - ⑦ その他、実施主体が適当と認めた書類（カードを含む）

具体的には、利用者との契約に基づいて、福祉サービス申請の助言や同行、サービスの利用料の支払い、公共料金の支払い等の日常的な金銭管理等を実施（1ヶ月の平均利用回数は約2回、利用料の平均1回1,200円）

定期的な訪問による生活変化の察知
見守り

4. 実利用者数の推移

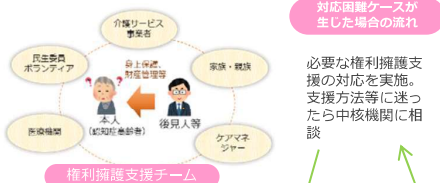


出典：社会福祉法人全国社会福祉協議会の資料をもとに成年後見制度利用促進室にて作成

権利擁護支援の地域連携ネットワークとは？

- 地域連携ネットワークとは、現に権利擁護支援を必要としている人も含めた地域に暮らす全ての人が、尊厳のある本人らしい生活を継続し、地域社会に参加できるようにするため、**地域や福祉、行政などに司法を加えた多様な分野・主体が連携するしくみ**。
- 「権利擁護支援チーム」、「協議会」、「中核となる機関（中核機関）」の3つのしくみからなる

- 権利擁護支援チーム -



- 権利擁護支援チームとは、権利擁護支援が必要な人を中心に、本人の状況に応じ、本人に身近な親族等や地域、保健・福祉・医療の関係者などが、協力して**日常的に本人を見守り、本人の意思及び嗜好や価値観を継続的に把握し、必要な権利擁護支援の対応を行うしくみ**である。

- 既存の福祉・医療等のサービス調整や支援を行う体制に、必要に応じ、法律・福祉の専門職や後見人等、意思決定に寄り添う人などが加わり、適切に本人の権利擁護が図られるようにする。

- 協議会 -



① 支援方針等の相談
中核機関が、権利擁護支援の相談を受けて、適切な支援をコーディネートするために具体的な支援を検討・協議する場

- 協議会とは、各地域において、**専門職団体や当事者等団体などを含む関係機関・団体が、連携体制を強化し、これらの機関・団体による自発的な協力を進めるしくみ**である。

- 各地域では、成年後見制度を利用する事案に限定することなく、**権利擁護支援チームに対し、法律・福祉の専門職や関係機関が必要な支援を行うことができるように協議の場を設ける**。

- なお、協議会は、地域の実情や議題等に応じ、個々の市町村単位、圏域などの複数市町村単位、都道府県単位など階層的に設置する。

設置済み 673自治体 (38.7%)

- 中核となる機関 -



② 協議会の開催
③ 対応方針の検討・協議
④ 対応方針の決定
本人や関係者等から、権利擁護支援等の相談を受け、権利擁護支援の内容の検討や支援をコーディネート

- 中核機関とは、**地域連携ネットワークのコーディネートを担う中核的な機関や体制**であり、以下のような役割を担う。

- ・ 本人や関係者等からの**権利擁護支援や成年後見制度に関する相談を受け、必要に応じて専門的助言等を確保しつつ、権利擁護支援の内容の検討や支援を適切に実施するためのコーディネートを行う役割**
- ・ 専門職団体・関係機関の協力・連携強化を図るために**関係者のコーディネートを行う役割（協議会の運営等）**

- 中核機関の運営は、地域の実情に応じ、市町村による直営又は市町村からの委託などにより行う。市町村が委託する場合等の運営主体については、**業務の中立性・公正性の確保に留意しつつ、専門的業務に継続的に対応する能力を有する法人（例えば、社会福祉協議会、NPO法人、公益法人等）を適切に選定するものとする**。

設置済み 935自治体 (53.7%)

※ 数値は令和4年4月1日時点の成年後見制度利用促進施策に係る取組状況調査の速報値（今後、変更があり得る）

地域連携ネットワークの機能 ～個別事案における「権利擁護の支援」と「制度の運用・監督」～

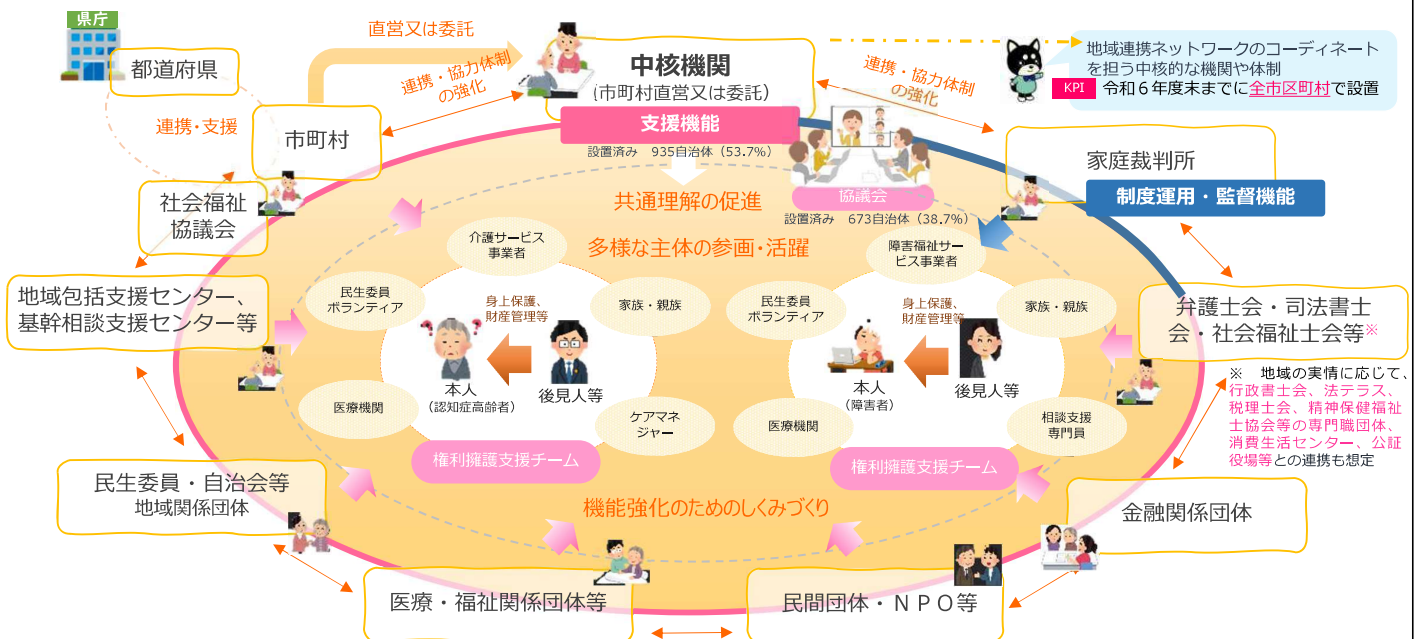
- 地域連携ネットワークが担う機能には、**権利擁護支援を行う3つの場面对応した形で、福祉・行政・法律専門職など多様な主体の連携による「支援」機能と、家庭裁判所による「制度の運用・監督」機能**がある。

		「権利擁護支援の地域連携ネットワーク」の機能	
		福祉・行政・法律専門職など多様な主体の連携による「支援」機能	家庭裁判所による「制度の運用・監督」機能
権利擁護支援を行う3つの場面	権利擁護支援の検討に関する場面（成年後見制度の利用前）	①「権利擁護の相談支援」機能 ○ 各種相談支援機関が、本人や関係者からの相談を受け止め、地域の実情に応じて、中核機関や専門職と役割分担や連携を行い、権利擁護支援ニーズの確認と必要な支援へのつなぎを行う機能。 ・本人・親族、支援関係者からの相談対応、成年後見制度や権利擁護支援の説明 ・成年後見制度の利用が必要かどうかなど権利擁護支援ニーズの精査 ・成年後見制度の適切な利用の検討や、必要な見守り体制・他の支援へのつなぎ	①「制度利用の案内」の機能 ・本人や関係者に対し、申立てなど家庭裁判所の手続を利用するために必要となる情報提供や、手続の案内（パンフレット等による制度の説明、統一書式の提供、ハンドブックやDVD等各種ツールの充実による手続理解の促進）
	成年後見制度の開始までの場面（申立の準備から後見人の選任まで）	②「権利擁護支援チームの形成支援」機能 ○ 中核機関や関係者が、専門職などと連携して作成した権利擁護支援の方針に基づき、地域の実情に応じて都道府県等のしくみを活用して、成年後見制度の申立て方法や適切な後見人候補者を調整しながら、本人を支える権利擁護支援のチーム体制をかたちづくっていく機能。 ・権利擁護支援の方針（具体的な課題の整理、必要な支援の内容）の検討 ・適切な申立ての調整（市町村長申立の適切な実施を含む） ・権利擁護支援を行うことのできる体制づくりの支援（課題解決後の後見人等の交代も含めた初期方針の検討、適切な後見人等候補者や選任形態の検討・マッチング）	②「適切な選任形態の判断」の機能 ・権利擁護支援チームの形成支援機能により示された本人の意向や、対応すべき課題を踏まえた後見人等の候補者と選任形態などを含めた各事案の事情を総合的に考慮した後見人等の適切な選任
	成年後見制度の利用開始後に関する場面（後見人の選任後）	③「権利擁護支援チームの自立支援」機能 ○ 中核機関や専門職が、地域の実情に応じて各種相談支援機関などと役割分担し、権利擁護支援チームが課題解決に向けた対応を適切に行うことができるよう、必要な支援を行う機能。 ・チーム開始の支援（後見人等選任後における支援方針の確認・共有（支援内容の調整、役割分担）、モニタリング時期やチームの自立に必要なバックアップ期間等の確認） <チームによる支援の開始後、必要に応じて> ・後見人等やチーム関係者などからの相談対応 ・チームの支援方針の再調整（支援の調整、後見人等の交代や類型・権限変更の検討、中核機関や専門職による当該チームへの支援の終結に向けた確認など）	③「適切な後見事務の確保」の機能 ・後見人等が行う後見業務（財産管理、身上保護、意思決定支援のほか、報告書作成等の後見事務手続）の適切な遂行のため、後見人等への相談対応や助言 ・必要に応じた指導や指示、監督処分 ・権利擁護支援チームの自立支援機能によって確認された本人の状況や、後見人等の交代、類型・権限変更の検討や調整結果などを参考にした適切な交代や選任形態の見直し

成年後見制度の利用促進に向けて総合的かつ計画的に講ずべき施策

権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

- 高齢化が急速に進展する中、地域においては、
 - ・ 銀行預金の払い出しができなくなったり、介護・障害福祉サービスの利用や入院の契約ができないなどその判断能力等の状態や取り巻く生活の状況により、**その人らしく日常生活を送ることができなくなるケース**、
 - ・ 虐待や消費者被害など**権利侵害**を受けており、**行政の関与、法的な支援や成年後見制度の利用につなげる必要のあるケース**など**権利擁護支援のニーズが増加**。
- こうした権利擁護支援ニーズに対応するためには、各地域において、**従来の保健・医療・福祉の連携（医療・福祉につながる仕組み）だけでなく、新たに司法との連携も含めた「権利擁護支援の地域連携ネットワーク」を構築していく必要がある。**





目次

- 1** なぜ、都道府県による市町村支援が必要なのか？…………… 2
- 2** 市町村における体制整備が進みにくい2つの要因…………… 5
- 3** 市町村における体制整備が進まない何が問題なのか？…………… 7
- 4** 都道府県に期待される市町村支援の考え方…………… 9
- 5** 特に、どのような支援が期待されるのか？…………… 10
 - ◆ 実態把握
 - ◆ 情報提供・情報共有・交流
 - ◆ 調整
 - ◆ 相談支援・助言
 - ◆ 人材育成
- 参考** 都道府県の取組チェック・シート…………… 25

◆ 本ガイドでは、体制整備に関連して、実践現場で用いられている略語を用いていることがあります。略語の記載については以下をご参照ください。
 ● 家庭裁判所……………「家裁」 ● 社会福祉協議会……………「社協」

令和2年度生活困窮者就労準備支援事業費等補助金（社会福祉推進事業分）「成年後見制度利用促進基本計画における地域連携ネットワークと中核機関の体制整備上の課題と効果的手法に関する調査研究事業」より

市町村における体制整備が進みにくい2つの要因

要因①ケースに接する機会が少ない市町村からの声



権利擁護支援や成年後見制度利用の必要性、有用性が理解されていない。

「成年後見制度って、判断能力が不十分で、身寄りのない人が使う制度ですよ。」
 「社会福祉協議会の日常生活自立支援事業で何とかありますよね。」
 「成年後見制度を利用して、どういう効果があるのかわかりません。」

権利擁護の支援を要する人のニーズは、現状、顕在化しているとは言えないため、「何とかなっている」ようにみえてしまう。刻々と移りゆく家族機能の変化に気づいていない。

「うちの市町村は地縁がまだ残っているので、何とかなっています。」
 「家族がいるから大丈夫。」

特に、島しょ部等では、島外の遠隔地に親族がいる場合も多く、このことが成年後見制度の適切な利用を妨げている可能性があります。

虐待等の権利侵害に対する支援機能が働いていないのではないか。



「うちの市町村に、制度が必要な人はいません。」
 「市町村長申立も対象者がいません。」

ケースに直面したことがないので、当該市町村職員の「市町村長申立て」に関する実務的スキルがない、成年後見制度利用支援事業等の制度に関する知識がない？
 市町村は家族を頼りにしがちだが、一方で家族による虐待もありうるのでは？

「小さく生んで大きく育てる」は比較的伝わっているが…

「中核機関ができることで何が違うのですか？相談があれば対応しています。」
 「中核機関整備のための財源が確保できません。」
 「小さいまちなので、4機能を備えた中核機関なんてハードルが高いです。」
 「兼務、兼務で、他にもいっぱいやる必要があります。人員が足りません。」

「中核機関」のイメージの伝わり方に課題があるのでは？
 ハードとしての「センター」整備の手法だけをイメージしている可能性？
 実際は、機能や役割を分担することも可能なのだが…



市町村における体制整備が進みにくい2つの要因

要因②地域の環境条件等の側面から聞こえる市町村の声

人員体制・ネットワーク不足の課題

- 市町村や社会福祉協議会の職員体制が脆弱であり、かつ専門職採用等が困難。
- 市町村内あるいは広域で、相談のスーパーバイズ機能を持ってない、助言を受けられる相談先がない。専門職団体や家庭裁判所とのネットワークがない、作れない。

担い手の課題

- 専門職不在であったり、極めて少人数であるため、担い手がない。
- 市町村と社会福祉協議会との役割分担や、事業方針の合意形成が取りにくい。

資源の少ない地域では、社会福祉協議会は介護保険等の事業で手一杯であり、法人後見等実施のハードルが高い可能性。

情報過疎の課題

- 研修などにも参加が難しいので、他の市町村の取組状況（地域の実情に応じた取組状況やプロセス等）がわからない。国の通知等が書面で送付されるのみであり、具体的な考え方の解釈までには至らない。

物理的な課題

- 社会資源の有効活用や費用対効果の側面から、地域の中で、市町村単独での実施よりも広域での整備が望ましいとの方向性が出たが、実行に向けては、市町村間での調整、牽引役が不在である。

35

都道府県に期待される5つの支援

実態把握

地域の権利擁護支援・成年後見制度利用ニーズや担い手の状況、市町村の地域環境や取組実態等についての継続的な把握と分析

相談支援・助言

国や専門職団体等とのネットワークを生かした、市町村への相談対応や助言

情報提供・情報共有・交流

多様な手法による市町村等への的確な情報提供と市町村間等の情報共有・交流の推進

調整

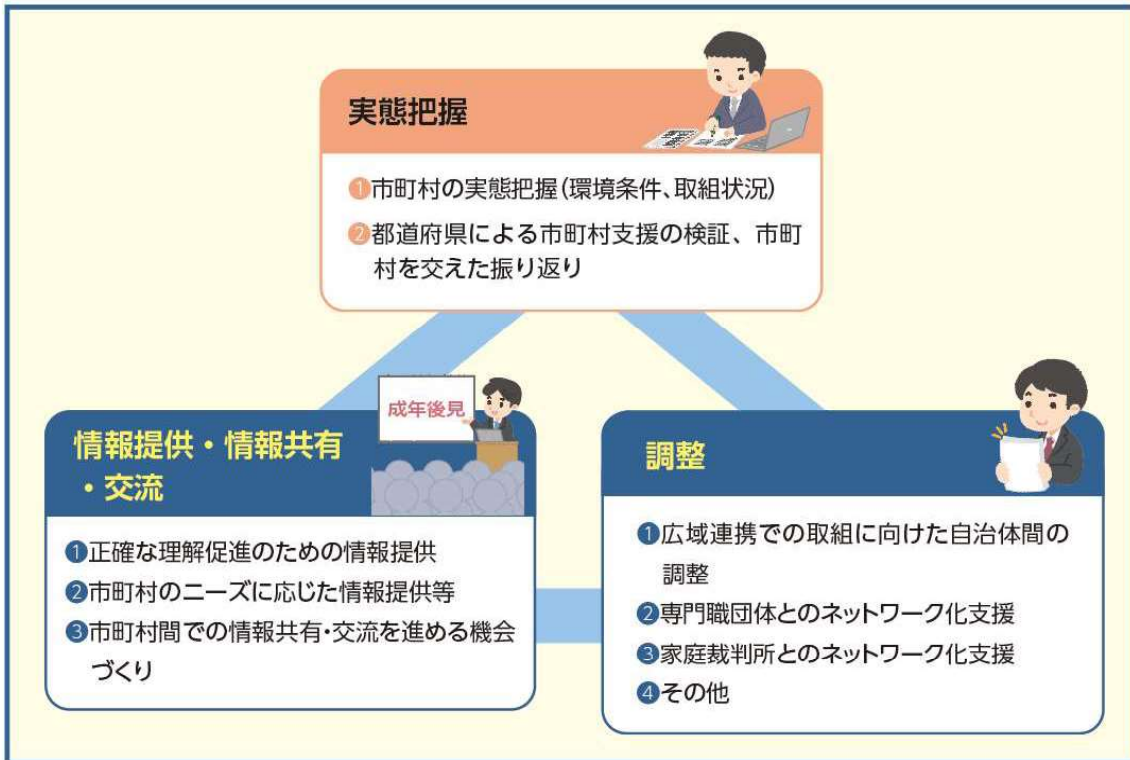
市町村間による広域連携での取組の推進や、市町村と専門職団体、家庭裁判所等との連携強化等に向けた調整機能の発揮

人材育成

市町村職員・中核機関職員、チーム構成員、関係者等の人材育成、幅広い担い手の育成・活動支援

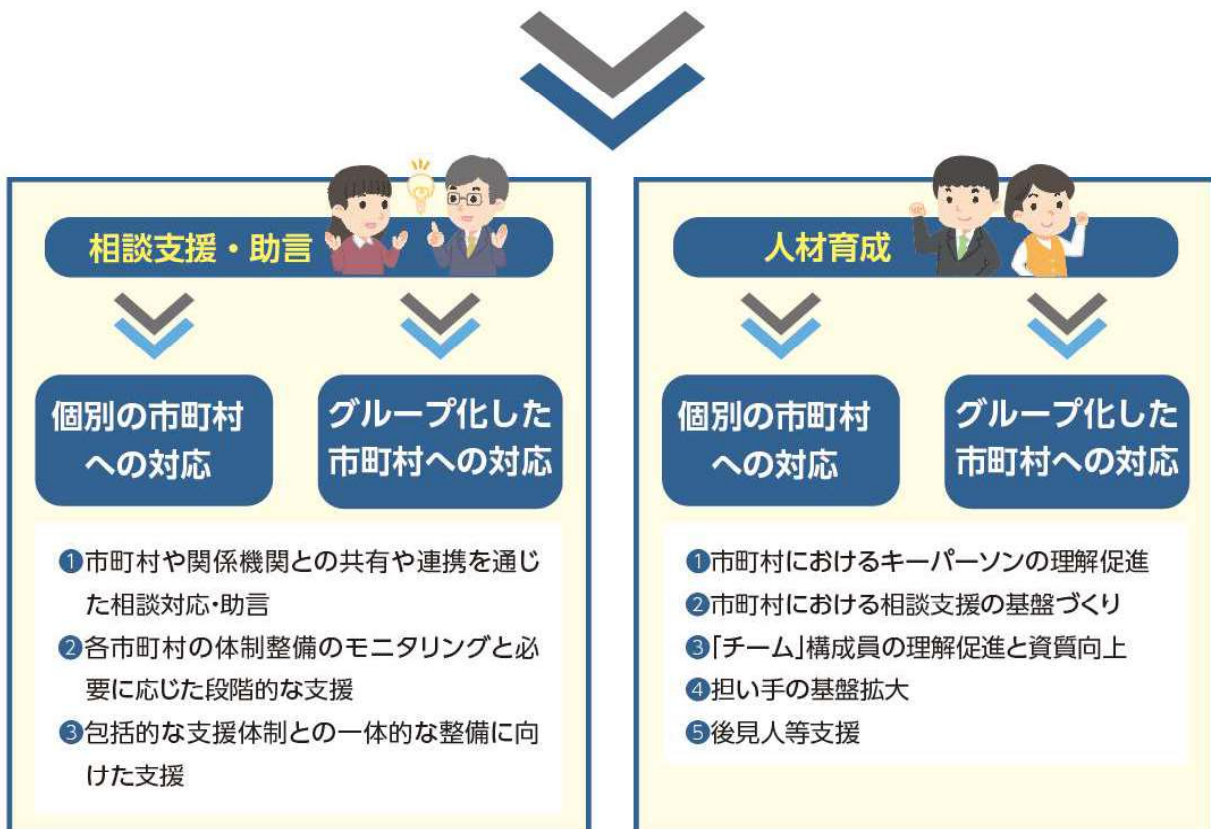
36

都道府県に期待される5つの支援の分類と方向




37

都道府県に期待される5つの支援の分類と方向



38

◆カテゴリーA

取り組んでいるものに 

項目	現状チェック
①市町村担当職員向けの研修を、毎年度継続して実施している	
②研修で、権利擁護支援の重要性や必要性を理解する内容を入れている	
③研修で、成年後見制度利用促進の趣旨(地域共生社会との関係性など)を伝えている	
④市町村長申立事務の理解度向上の取組(研修・マニュアル作成)を実施している	
⑤管内市町村における体制整備(中核機関等)の状況を確認・整理している	
⑥管内市町村におけるニーズに関する数値(利用者数、市町村長申立件数、報酬助成件数)を確認・整理している	
⑦担い手(専門職、法人後見、市民後見)に関する状況を確認・整理している	
⑧市町村の状況や都道府県の取組について、市町村等と直接話をする機会がある	

◆カテゴリーB

項目	現状チェック
①国からの事務連絡やニュースレター、国研修の内容を毎回確認している	
②国、家裁、専門職等に対し、必要に応じて情報取得のための問合せをしている	
③情報提供する相手先について、グループ化、カテゴリー分けしている	
④市町村職員間で情報交換や交流できる機会を設けている	
⑤市町村からの問合せに対し、どこかにつないだことがある。つなぐ対応をしている	
⑥都道府県の取組と、市町村・専門職・家裁等の取組の擦り合わせをしている	
⑦専門職団体と担当者レベルで話し合う・相談することができる。または場がある	
⑧家庭裁判所と担当者レベルで話し合う・相談することができる。または場がある	

個人ワーク

まずは、自分の自治体の現状をチェックしながら、取組のポイントを確認してください。
次のグループワークで、他の自治体に特に聞いてみたい項目はありますか。

グループワーク

はじめに、司会者、記録者（発表者）を決めてください。
他の自治体の取組状況について質問をし、参考になる取り組みなどがあれば、
今後の取組に活かしていきましょう。

都道府県振り返りシート：相談支援・助言・人材育成

◆カテゴリーC

項目	現状チェック
①市町村の担当者に相談窓口、相談できる内容などを伝えている	
②市町村が体制整備(中核機関等)に対し、相談し助言を受けられる体制がある	
③市町村が個別事案(市町村長申立等)に対し、相談し助言を受けられる体制がある	
④市町村からの相談対応や助言について、専門職団体から協力を得られる体制がある	
⑤市町村の担当者以外の役職に対し、意図的に情報提供や研修等のアプローチをしている	
⑥介護・福祉・医療機関、金融機関等「チーム」構成員に対し、情報提供や研修等のアプローチをしている	
⑦都道府県として、市民後見人の養成に関する取組を実施している	
⑧都道府県として、法人後見の担い手拡大に関する取組を実施している	

人材育成

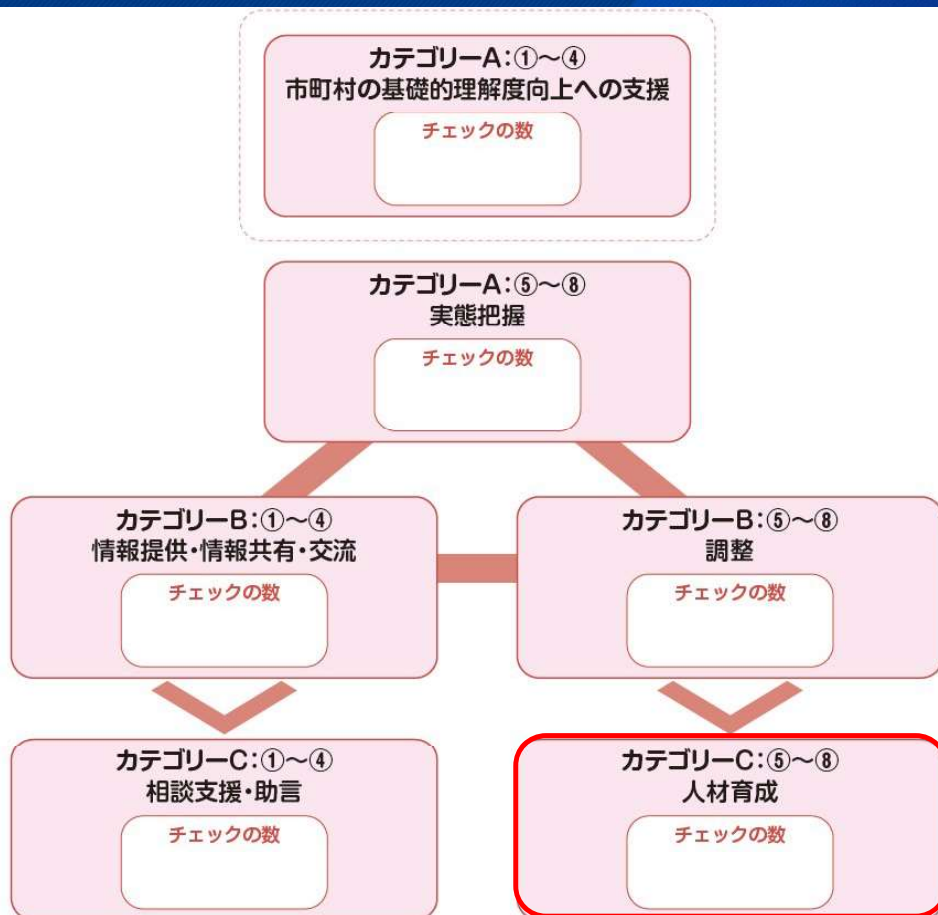
個人ワーク

まずは、自分の自治体の現状をチェックしながら、取組のポイントを確認してください。
次のグループワークで、他の自治体に特に聞いてみたい項目はありますか。

グループワーク

他の自治体の取組状況について質問をし、参考になる取り組みなどがあれば、
今後の取組に活かしていきましょう。

都道府県振り返りシート (チェックの数をカテゴリごとに記入してみましょう)



● カテゴリーAのチェックが少ない場合は・・・

市町村支援の基本的な取組になりますので、本ガイドの取組を参考に、まずはカテゴリーAのチェックが増えるように取組を進めていきましょう。

● 各カテゴリーで①～④と、⑤～⑧でチェックのバランスが偏っている場合は・・・

市町村支援はどれか1つだけに取り組めばよいといったものではなく、バランス良く、そして、別のカテゴリーと同時に、あるいは行き来しながら取り組んでいく必要があります。チェックの少ないカテゴリーの支援内容を検討してみましょう。

● チェックの数が、 $A \geq B \geq C$ 以外の場合は・・・

市町村支援がうまく流れていないかもしれません。カテゴリーAのような基礎的な取組、Bのような各主体の間と取り持つ取組、Cのような具体的な支援について、各々の支援の性質や関係性をもう1度確認しながら、新たな取組を進めていきましょう。

① 権利擁護支援の土台についての確認

→すべて国の取組状況調査の結果から確認することができます

- ① 「成年後見制度利用の潜在的なニーズ」を把握していない市町村数は？
- ② 市町村長申立実績「ゼロ」の市町村数は？（人口規模別の全国状況と比較してどうか）
- ③ 成年後見制度利用支援事業実績「ゼロ」の市町村数は？
- ④ 「中核機関の整備予定が未定」の市町村割合は全国平均と比較してどうか
- ⑤ 「協議体の設置予定が未定」の市町村割合は全国平均と比較してどうか

多くの項目で、市町村の取組が低調だったら・・・

○あなたの管内の市町村は、権利擁護支援の重要性や成年後見制度の有用性を十分に理解できていない市町村が多いかもしれません。まずは、全市町村を対象とした基礎的理解を深めるための研修をどのように進めるかから検討してみましょう。

特定の地域や、特定の人口規模の市町村に偏っていたら・・・

○当該地域を対象にした勉強会を実施したり、対象となる市町村に専門職のアドバイザーを派遣して事例検討を実施するなどして、権利擁護支援の重要性など実感してもらうような機会を作ってみましょう。

② 支援実施に向けた管内市町村のグループ化に関する確認

→ 詳細なアンケート調査は不要。国の取組状況調査等の既存調査結果、市町村への聴き取り、これまでの支援の振り返りでのイメージからの確認でも OK です

- ① (家族による支援が期待しにくいと思われる) 単身高齢世帯、高齢者のみの世帯の増加率はどの程度か。今後の見込みはどうか【国勢調査から確認できます】
- ② 専門職に相談できる環境のある市町村はどのくらいか
- ③ 専門職、法人後見等の担い手の状況を把握している市町村はどの程度か【取組状況調査から確認できます】(把握していない市町村の特徴は？ Ex. そもそも専門職がない地域など)
- ④ 市民後見人の養成研修を行っている市町村はどの程度か【取組状況調査から確認できます】(人口規模、特定の地域に偏っているなど、養成していない市町村の特徴は？ 必要性を感じていないのか、必要性を感じているが取組には至っていないのか？)
- ⑤ 協議会の設置が進んでいない市町村にはどのような特徴がみられるか(協議会の必要性を感じていないのか？ 構成メンバーに当たる人材が市町村内にいない？ 既存のネットワークや会議体との関係性に悩んでいる？)
- ⑥ 中核機関の整備など市町村単独での体制整備が難しいと思われる市町村にはどのような特徴がみられるか(人口規模、特定の地域に偏っているなど、整備できていない市町村の特徴は？)



①～⑥ごとの状況に合わせてグループ化してみる、それぞれの項目で確認した背景(例えば、人口規模が小さいところだけ、特定の地域だけ)からグループを作ってみて、市町村のニーズや現状に合った支援を進めていきましょう。

まとめ 担い手育成方針策定に向けて

(一例)

〇〇県 成年後見制度に関する担い手の育成方針

〇〇県〇〇局〇〇課
 〇〇課
 〇〇課
 令和〇年〇月〇日策定

1. 目的

県は、第二期成年後見制度利用促進基本計画に基づき、成年後見制度を利用する人が尊厳のある本人らしい生活を継続することができる体制を、県内全域に整備できるよう、市町村、地域の関係者・関係機関と協働し、後見事務等の担い手の確保・育成等を推進する。

2. 目標

判断能力が不十分な本人の意思、特性、生活状況等に合わせた適切な後見人等の選任・交代が可能となるよう、各地域に多様な主体が後見事務等権利擁護支援の担い手として存在し、活躍できるよう幅広く取り組む。

3. 圏域

成年後見活動は、県内全域におよぶ可能性があること、行政による後見人選任後の支援は市町村が担うことから、市町村が現在構築している権利擁護支援の地域連携ネットワークの担い手の育成状況に合わせて、〇〇県内の圏域を設定する。

コメントの追加 [r1]: 演習の〇〇県は、成年後見制度利用促進施策の担当課、市民後見の担当課、法人後見の担当課の連名記載で、県としての育成方針を確定しました。

コメントの追加 [r2]: 演習の〇〇県は、市町村の担い手育成状況に合わせて圏域を設定しましたが、定住自立圏域や医療介護総合確保区域、家庭裁判所の支部・出張所の管轄圏域など、さまざまな圏域設定が考えられます。

まとめ 担い手育成方針策定に向けて

の担い手の育成状況に合わせて、〇〇県内の圏域を設定する。

圏域	圏域の特徴
①	市によって担い手の育成・支援がすでになされている圏域。
②③④⑨	担い手の育成・支援に着手・検討を進めてきており、都道府県との協働を一部必要としている圏域。
⑤⑥⑦⑧	担い手の育成・支援について、市町村としての検討から始める圏域。都道府県は、必要な協働を行う。
⑩	専門職との協働が見込めない状況にあることから、県と町村が協働して、担い手の育成・活躍支援を行う圏域。

張所の管轄圏域など、さまざまな圏域設定が考えられます。

コメントの追加 [r3]: 実際の圏域設定では、市町村名を記載することになります。圏域の特徴は、必ず書かなければならないものではありません。

コメントの追加 [r4]: 市町村が、市民後見、法人後見をどのように育成していきたいかを主体的に検討することを期待している圏域です。〇〇県としては、県として必要な協働を行うことを示しています。

コメントの追加 [r5]: 県が、町村と一緒に話し合いながら担い手の育成・活躍支援のあり方から検討することを示しています。

専門職の協働が見込めない過疎地域については、他市町村よりも関りを強めています。

4. 市民後見人養成研修

(1) 都道府県と市町村で協働する市民後見人養成研修

県は、国の示す市民後見人養成研修カリキュラムに沿って、県の実施にふさわしい部分について市町村と協議し、研修を実施する。

市町村は、都道府県と協働して養成研修を実施する場合、市町村独自の講義や実習部分を担当する。

(2) 研修についての広報

県と市町村は、それぞれ(1)の市民後見人養成研修を実施することを広く周知する。市

53

まとめ 担い手育成方針策定に向けて

町村は、研修修了者の名簿を管理し、後見人選任後の支援を担うことから、顔の見える関係からの受講奨励を行う。

(3) 市町村による市民後見人養成研修

独自に市民後見人養成に取り組む市町村は、市民後見人の養成研修を実施する。その場合も、県が実施する研修との単位の互換を認める等、必要に応じた協働を行う。

5. 法人後見実施団体の育成

(1) 法人後見実施団体の養成研修の実施

県は、国の周知する「法人後見実施のための研修カリキュラム」に従い、法人後見実施団体養成研修を実施する。併せて、県内の社会福祉法人等に同研修を実施することを広く周知する。

市町村は、市町村社会福祉協議会や市町村内の社会福祉法人等に研修を周知し、受講奨励を行う。

(2) 法人後見実施団体連絡会

県は、法人後見実施団体の連絡会を実施し、法人の活動・支援状況の共有や勉強会の実施などに取り組めるよう支援する。

6. 市民後見人養成研修修了者、法人後見実施団体の活躍支援

(1) 名簿の管理

市町村は、上記4、5の研修修了者について、名簿を作成し、管理する。県は、市町村の管理する名簿のとりまとめを行う。

(2) 市民後見人養成研修修了者の活躍支援

54

(2) 市民後見人養成研修修了者の活躍支援

市町村は、市民後見人養成研修修了者の推薦のあり方を検討したり、法人後見支援員として活動できるようにしたりするなど、修了者の活躍の場のしくみづくりを主体的に行う。

なお、**⑩圏域のように専門職との協働が見込めない地域については、県が町村との協議を主導し、研修修了者の推薦、市民後見人選任後の助言を受けるしくみづくりを協働する。**

(3) 圏域別協議会

県は、自治体と家庭裁判所（支部・出張所を含む）との**相互理解を進めるため、圏域別協議会を実施する。**圏域別協議会では、市町村、専門職団体、当事者団体、家庭裁判所と、市民後見人、法人後見実施団体の活躍場面について等の情報交換、意見交換を行う場を設定する。市町村は、上記6（2）のしくみなど市町村としての取組について情報提供し、家庭裁判所と主体的に意見交換を行う。

7. 権利擁護支援の地域連携ネットワークの強化

市町村は、それぞれの構築する権利擁護支援の地域連携ネットワークにおいて、多様な担い手の育成・支援のあり方について定期的に協議する。

専門職団体や家庭裁判所には、県の協議会等に参加し意見交換を行うこと、県や市町村の行う担い手の確保・育成のしくみづくりに、その役割に応じて積極的に協力が**期待される。**

コメントの追加 [r6]: ○○県として、推薦や助言のしくみづくりを行う圏域を指定しています。

コメントの追加 [r7]: 第二期計画の文言を活用しています。この圏域別協議会は、家庭裁判所の支部、出張所の管轄ごとに行うことも考えられます。

コメントの追加 [r8]: 行政が作成している方針ですので、家庭裁判所や専門職団体へは「期待される」という表現となっています。記載の文案については、事前に家庭裁判所や専門職団体と協議しました。